

令和3年4月16日

保護者 様

野田市教育委員会  
教育長 染谷 篤

### 令和3年度園・学校の行事、校外学習、修学旅行及び部活動等の実施について

3月21日に緊急事態宣言は解除されましたが、地域によっては「まん延防止等重点措置」が出されております。野田市においても、感染者が確認され、引き続き学校と家庭で協力し、感染拡大防止に最大限取り組む必要があります。

学校では、国・県・地域の状況を踏まえ、感染防止対策を徹底した上で学習活動を工夫し、可能な限り行事や校外学習、修学旅行及び部活動も含めた教育活動を継続することで、子どもたちの健やかな学びを保障していきたいと考えます。

つきましては、下記のとおり園・学校の行事等について、ご家庭のご理解とご協力を賜り、園・学校の教育課程を実施したいと考えております。

### 記

1. 小学校の運動会について
  - ・9月以降に変更し実施する。児童数や校庭の広さを考慮し、競技内容の工夫等により、感染症対策を最大限講じて実施する。
2. 校外学習について
  - ・日常的な検温、健康観察の実施等を踏まえ実施する。現地では、常にマスクを着用し、消毒をこまめに行う等、基本的な感染対策を徹底するとともに、昼食時の感染対策を講じる。
3. 修学旅行及び林間学校について
  - ・宿泊を伴う行事については、8月下旬以降に実施する。
4. 部活動について
  - ・市教育委員会のガイドラインに則り実施する。5月以降の対外的な活動については、練習試合等は市内のみとし、大会や記録会への参加を認める。宿泊を伴う活動は、当面行わない。
5. 講師を招聘しての授業について
  - ・感染防止対策を講じた上で認めるが、授業内容によりオンラインなどを積極的に利用する。
6. 水泳指導について
  - ・実施回数を例年よりも減らし実施する。小学校では、水の事故をなくすための着衣泳も各校で消防署の協力のもと可能な限り実施する。着替え、授業中の感染防止及び事故防止を講じて実施する。

※いずれも今後の感染症発生状況等により、変更する場合があります。